

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令
第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和七年六月九日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 通知を受けるべき者
不明

ただし、土地登記記録表題部所有者 池ノ内彌平

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

一般国道二号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市
赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送電
線付替工事に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積	
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）
広島県 福山市 瀬戸町 大字山北 字宮ノ峠	丙七〇四 〇番	墓地	山林	一三	一一・八八
					一一・八八
					裁決手続を開 始する土地の 面積（㎡）

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、令和七年六月三十日にその通知があったものとみな
されます。